

長野県 S D G s 推進企業登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、S D G s の達成を通じて県内企業等の振興を図る「長野県 S D G s 推進企業登録制度」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(制度の趣旨)

第2条 県内企業等が行う企業活動と S D G s の関連性について「気付き」を促し、S D G s 達成に向けた具体的な取組を促進することにより、当該企業の企業価値の向上や競争力の強化などを図るとともに、県内企業等における S D G s の普及を促進する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内企業等　長野県内に本社又は支社等を有し、県内において事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主で、構成員が長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないものをいう。
- (2) S D G s　国際連合で採択された、国際社会が2030年までに持続可能な社会を実現するための17の開発目標（Sustainable Development Goals）をいう。
- (3) 長野県 S D G s 推進企業　S D G s 達成に向けて企業価値の向上等を図ろうと取り組むものとして長野県知事の登録を受けた県内企業等をいう。

(登録要件)

第4条 登録は、次の各号のすべてに該当するものについて行うものとする。

- (1) 環境・社会・経済の3側面の取組及び目標が設定されていること。
- (2) S D G s 達成に向け、既に取り組んでいる又は登録後に取り組む具体的な取組内容が記載されていること。

(登録)

第5条 登録の申請は、長野県 S D G s 推進企業登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付してするものとする。

- (1) S D G s 達成に向けた宣言書（様式第2号）
- (2) S D G s 達成に向けた具体的な取組（様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

- 2 知事は、前項の申請が前条の登録要件を満たすと認めるとときは、当該申請をした県内企業等を長野県 S D G s 推進企業として登録するとともに、長野県 S D G s 推進企業登録証を交付し、別に定める登録マークの使用を認めるものとする。
- 3 知事は、前項の登録をしたときは、長野県 S D G s 推進企業に対して、自社ホームページでの取組内容の公表を促すとともに、県ホームページ等において公表するものとする。

(S D G s 達成に向けた取組の報告)

第6条 長野県S D G s 推進企業は、少なくとも登録の日から1年が経過する毎に、その進捗状況を確認するものとし、知事が指定するホームページにおいて第5条第1項各号に規定する内容を更新することにより、知事に報告するものとする。

2 前項によらず、第5条第1項の内容に変更が生じた場合には、隨時、知事に報告するものとする。

(登録の変更)

第7条 長野県S D G s 推進企業は、その所在地又は名称に変更が生じたときは、長野県S D G s 推進企業登録内容変更申請書（様式第4号）を知事へ提出するものとする。

(登録の辞退)

第8条 長野県S D G s 推進企業は、登録の辞退をしようとするときは、長野県S D G s 推進企業登録辞退届（様式第5号）を提出するものとする。

(登録の取消し)

第9条 知事は、長野県S D G s 推進企業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消し、第5条第2項に規定する長野県S D G s 推進企業登録証及び登録マークの使用を中止させるものとする。

- (1) 長野県S D G s 推進企業登録証又は登録マークが不正に使用された場合
- (2) 県内企業等としての活動実態がないと判断される場合
- (3) その他知事が登録の取消しが適当と認めた場合

2 知事は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた県内企業等へ通知するものとする。

(登録の期限及び更新)

第10条 長野県S D G s 推進企業登録証の有効期限及び登録マークの使用期限は、登録の日から3年とする。

2 登録の更新を受けようとする長野県S D G s 推進企業は、第5条第1項に規定する書類を知事に提出するものとする。

ただし、同項第1号及び第2号の書類については第6条に定める進捗報告により代えることができる。

(事務の所掌)

第11条 この要綱に関する事務は、産業労働部産業政策課において所掌する。

(補則)

第12条 この要綱に規定するもののほか、長野県S D G s 推進企業登録制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。